

資料6 地方交付税措置の状況

岩手県総務部

小学校費・中学校費・高等学校費の財源措置の状況(R3算定時点)

○人件費のうち、小・中学校分については、義務教育費国庫負担金により1/3が措置され、残り2/3については普通交付税により措置されている。高等学校分については、県分の普通交付税によりその全額見合い分が措置されている。ただし、普通交付税の算定における積算人数は、実数ではなく、標準法で求められる数値を使用する。

○運営経費については、設置者(県又は市町村)に対して普通交付税により措置されている。県分の測定単位は生徒数のみのものであるものの、市町村分については、生徒数の他に、学級数及び学校数が用いられている。

■ 普通交付税の算定式

【人件費】

区分	測定単位		単位費用		補正係数			
小学校(県)	教職員数 (標準法)	×	測定単位一人当たり単価	×	普通態様補正 (地域手当差)	寒冷補正 (寒冷地手当差)	経常態様補正 (年齢構成差)	—
中学校(県)							密度補正 (都道府県立中学校運営経費)	
高等学校(県)							—	—

【運営経費】

区分	測定単位		単位費用		補正係数			
小学校(市)	児童・生徒数 (実数)	×	測定単位一つ当たり単価	×	密度補正Ⅰ (スクールバス維持運営経費)	密度補正Ⅱ (準要保護児童生徒分)	—	—
中学校(市)					—	—	—	
高等学校(県)					—	—	投資補正 (増改築の必要性)	事業費補正 (公債費算入)
小学校(市)	学級数 (標準法)	×		×	普通態様補正 (地域手当差)	寒冷補正 (寒冷地手当・暖房代・除雪費)	数値急減補正 (措置額急減緩和)	事業費補正 (公債費算入)
中学校(市)					—	—	—	
小学校(市)	学校数 (実数)				—	—	数値急減補正 (措置額急減緩和)	—
中学校(市)					—	—	—	

【高等学校】 高校標準法に基づく教職員定数の算定（概要）

○高校標準法に基づく標準定数は、公立高等学校及び特殊教育諸学校の高等部に置くべき都道府県又は市町村ごとの教職員定数の総数を算定するもの。

■校長定数：学校数×1

■教頭定数：収容定員が201人以上の課程数×1、通信課程数×1

■教員定数：(1)～(6)の合計数

(1) 学校規模別（全日制）	(2) 習熟度別指導・少人数指導
収容定員が40人以下の収容定員の総数÷8	収容定員が321～560人の課程数×1
“ 41～80人 “ ÷11.4	“ 561～680人 “ ×2
“ 81～120人 “ ÷15	“ 681～1,040人 “ ×3
“ …	“ 1,041～1,160人 “ ×4
“ 1,121人以上 “ ÷21	“ 1,161人以上 “ ×5
(3) 通信制課程の大規模校加配	(4) 生徒指導担当
生徒数が2,401～3,000人の課程数×1	収容定員が681～1,040人の課程数×1
“ 3,001～3,600人 “ ×2	“ 1,041人以上 “ ×2
“ 3,601人以上 “ ×3	
(5) その他学科に応じた加算	(6) 寄宿舎舎監定数
その他に農・水・工に関する学科等のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して個別に教員定数を加算	寄宿舎生徒数51人以上×1

■養護教諭定数

- 収容定員が81～800人 の全日制課程数（本校） ×1
- “ 121～800人の定時制課程数（本校） ×1
- “ 801人以上 の全日制・定時制課程数（本校） ×2

■実習助手定数

- ・収容定員が201～960人の全日制・定時制課程数×1
- ・ “ 960人以上 “ ×2
- ・その他に農・水・工に関する学科等で半年以上の宿泊を伴う教育を行っている学校、総合学科のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して個別に実習助手定数を加算。

■事務職員定数

- ・全日制・定時制の課程数×1 + (収容定員が201人以上の課程の収容定員 - 200) ÷ 360
- ・収容定員が441人以上の全日制・定時制課程数×1
- ・農・水・工に関する学科の収容定員が201人以上の全日制・定時制課程数×1
- ・通信制課程の生徒数÷400
- ・その他に総合学科、単位制校の収容定員等を考慮して個別に事務職員定数を加算。

【高等学校】 高校標準法に基づく教職員定数の算定例（全日制）

高等学校（全日制普通科）

（単位：人）

収容定員 （学級数）	校 長	教 頭	教 諭				教 員 計	養護教諭	実習助手	事務職員	合 計
			教科担任	生徒指導	盲聾・少人数授業	小 計					
120 (3学級)	1	—	8	—	—	8	9	1	—	1	11
240 (6学級)	1	1	15	—	—	15	17	1	1	2	21
360 (9学級)	1	1	22	—	1	23	25	1	1	2	29
480 (12学級)	1	1	28	—	1	29	31	1	1	3	36
600 (15学級)	1	1	33	—	(+1) 2	35	(+1) 37	1	1	4	(+1) 43
720 (18学級)	1	1	39	1	(+1) 3	(+1) 43	(+1) 45	1	1	4	(+1) 51
840 (21学級)	1	1	44	1	(+1) 3	(+1) 48	(+1) 50	(+1) 2	1	4	(+2) 57
960 (24学級)	1	(+1) 2	48	1	(+1) 3	(+1) 52	(+2) 55	(+1) 2	1	5	(+3) 63
1,080 (27学級)	1	(+1) 2	53	2	(+2) 4	(+2) 59	(+3) 62	(+1) 2	2	5	(+4) 71
1,200 (30学級)	1	2	58	2	(+2) 5	(+2) 65	(+2) 68	2	2	5	(+2) 77
1,320 (33学級)	1	2	63	2	(+2) 5	(+2) 70	(+2) 73	2	2	6	(+2) 83
1,440 (36学級)	1	2	69	2	(+2) 5	(+2) 76	(+2) 79	2	2	6	(+2) 89
1,560 (39学級)	1	2	75	2	(+2) 5	(+2) 82	(+2) 85	2	2	6	(+2) 95
1,680 (42学級)	1	2	80	2	(+2) 5	(+2) 87	(+2) 90	2	2	7	(+2) 101

※ 他に①職業系の類型・コースを開設している学校、②多様な教科・科目を開設する学校、③外国語等の少人数指導
 ④生徒指導・進路指導（高校中退対策）、⑤生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校の状況（養護教諭等）の定数加配あり
 ※ () 書きの数は、第6次改善計画による増加分で内数

【高等学校】 高校標準法に基づく教職員定数の算定例（専門学科）

高等学校（全日制専門学科）

（単位：人）

① 教諭定数 収容定員360人（9学級）の学校の場合

農業科・水産科 (小学科2学科)	工業科 (小学科2学科)	商業科 (うち情報処理科 収容定員120)	情報科	家庭科 (5'~福祉科も 対象)	衛生 看護科	美術科・音楽科・ 体育科	理数科 (5'~国際科, 外国語科も対象)	専門学科 加算定数
4	6	6	6	4	9	6	3	3~9

収容定員	共通 定数
360人 (9学級)	23

27 29 29 29 27 32 29 26

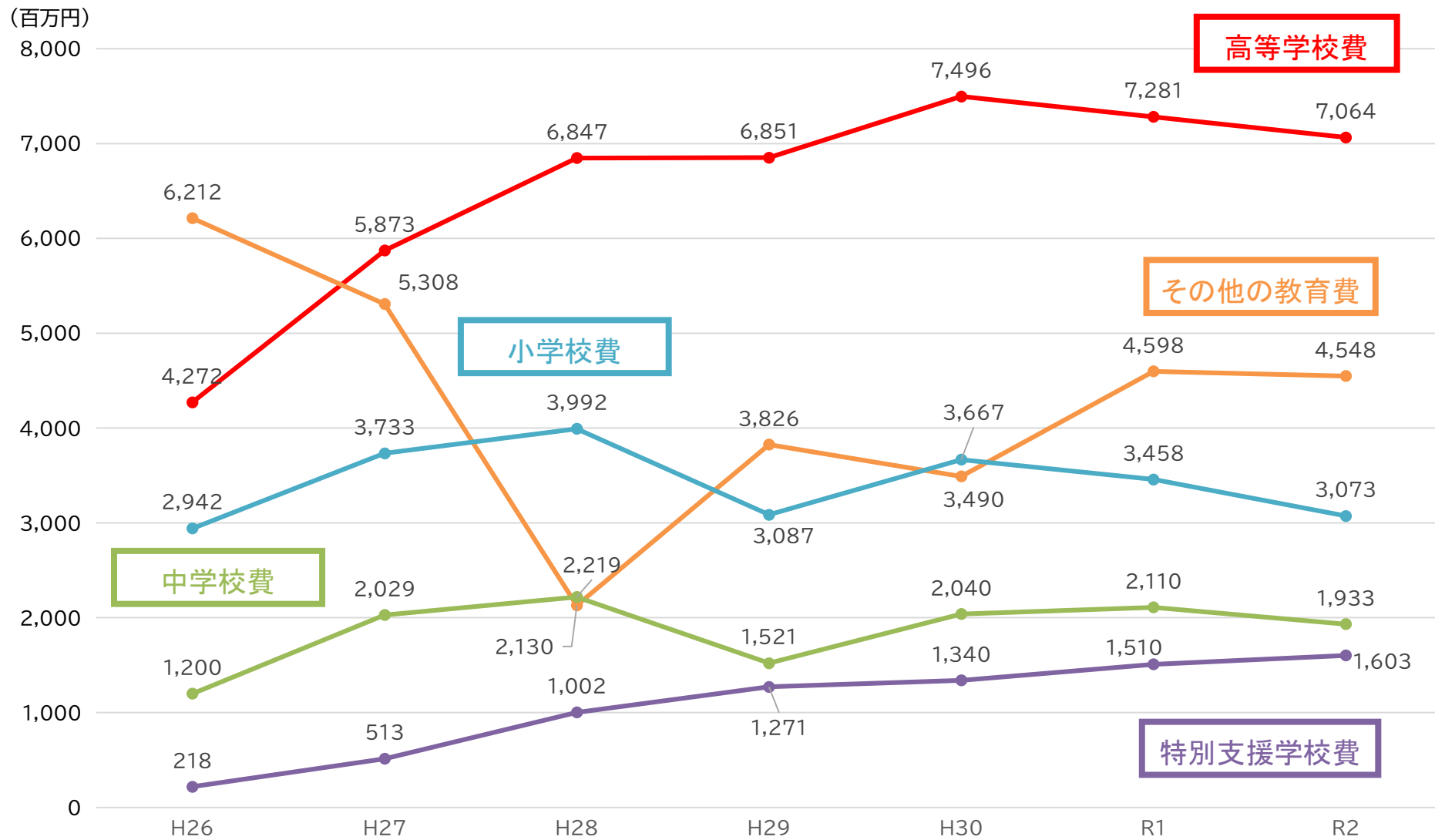
② 教諭定数 収容定員600人（15学級）の学校の場合

農業科・水産科 (小学科3学科)	工業科 (小学科3学科)	商業科 (うち情報処理科 収容定員120)	情報科	家庭科 (5'~福祉科も 対象)	衛生 看護科	美術科・音楽科・ 体育科	理数科 (5'~国際科, 外国語科も対象)	専門学科 加算定数
5	8	6	6	4	11	10	5	4~11

収容定員	共通 定数
600人 (15学級)	35

40 43 41 41 39 46 45 40

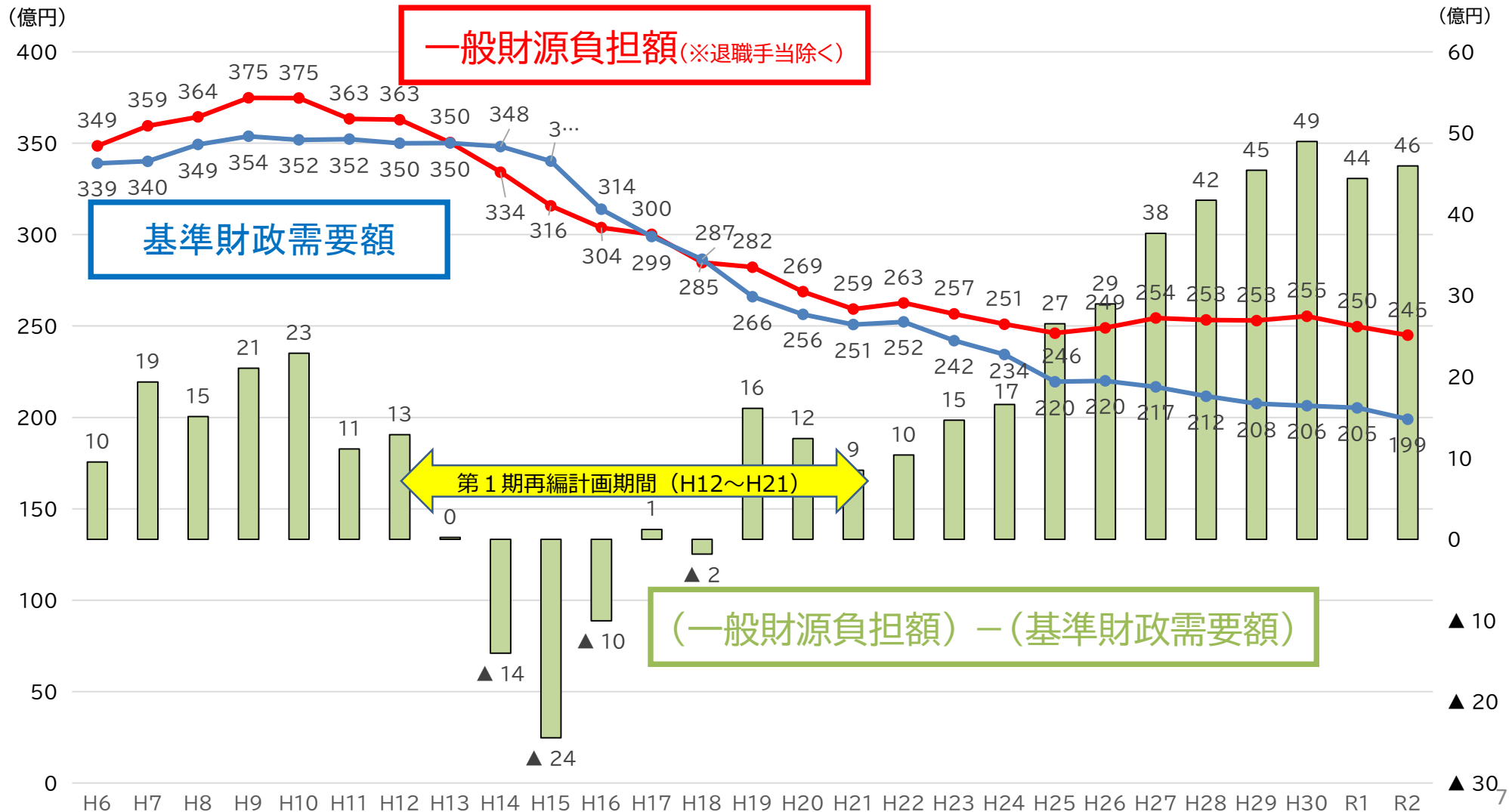
○教育費全体で、令和2年度において、182億円の乖離(※退職手当含む)が生じている。
 ○教育費の中でも、高等学校費が乖離の大きな要因となっている。



合計	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
14,844	17,457	16,189	16,556	18,033	18,958	18,221	

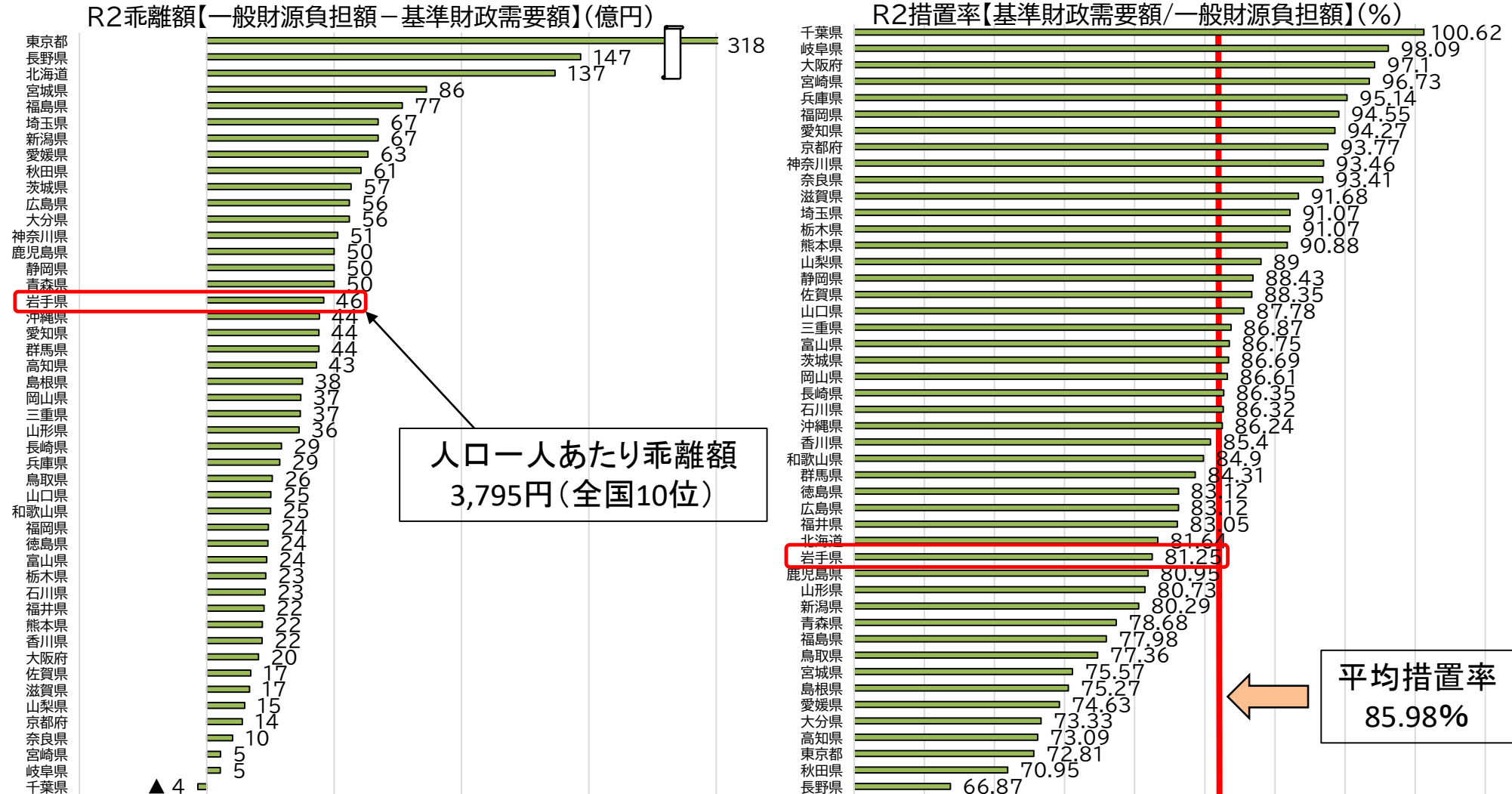
【高等学校】一般財源負担額と基準財政需要額の比較

- 高等学校費(人件費+運営費)について、一般財源負担額と基準財政需要額を比較すると、H12~H21の高校統合が大きく進んだ期間については、均衡状態であったが近年は乖離額が拡大傾向にある(最大でもH⑨+16億円)。
- 乖離額が拡大傾向にある要因としては、生徒数の減少に伴う基準財政需要額の減少に対して、必要となる一般財源負担額(特に人件費)が横ばいで推移していることなどが考えられる。



【高等学校】一般財源負担額と基準財政需要額の比較

- 本県においては、一般財源負担額(245億円)と基準財政需要額(199億円)を比較すると46億円の乖離額が生じており(留保財源対応)、本県の措置率は約81%、全国平均措置率(約86%)と比較して5%程度低い状況となっている。
- 今後の安定的な高校運営のためには、高等学校費に係る地方財政措置の充実等の国への要望と併せて、他の都道府県と比べて歳出水準が高い運営費等についてスリム化方策を検討する必要。

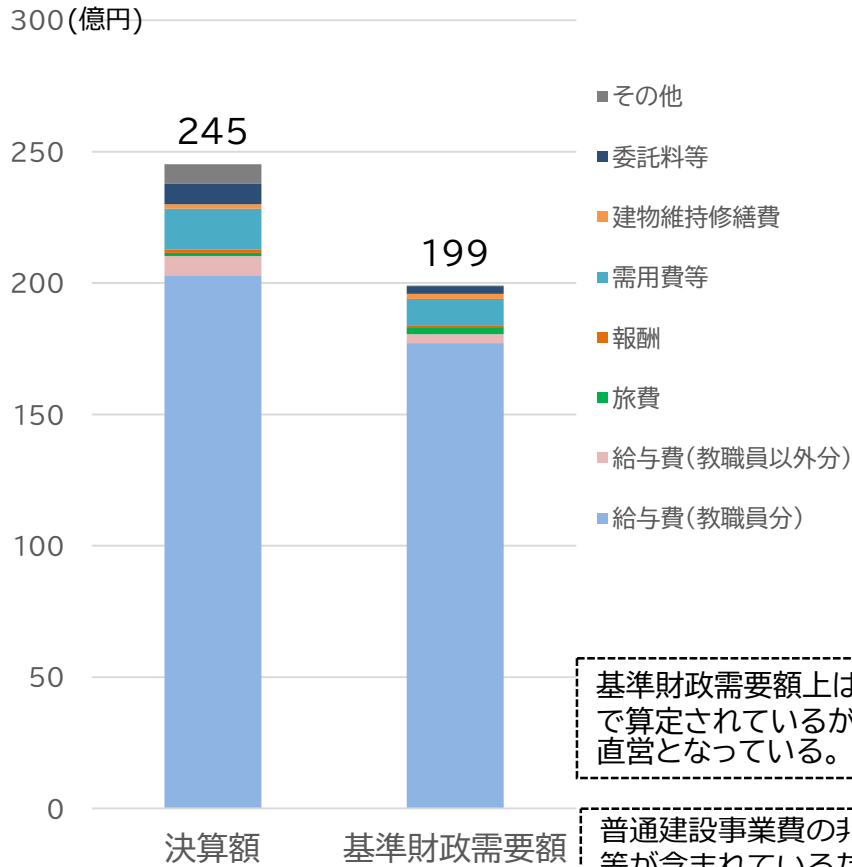


【高等学校】一般財源負担額ベースの基準財政需要額と本県決算比較（R2）

- 本県はR2決算額ベースで46億円の乖離額が生じているが、他都道府県並みの歳出水準(措置率86%)とするためには、一般財源負担額ベースで232億円程度(現行比▲13億円)の水準にする必要がある。
- 歳出水準が高い要因としては、教職員分に係る給与費(+25.8億円)、用務員事務委託料(+5.6億円※)、需用費等(+5.4億円)などが考えられる。※基準財政需要額上は、委託料で算定されているが、本県は直営となっている。

■ 基準財政需要額と本県決算の比較

(単位：億円)



	本県決算額 …①	基準財政 需要額…②	差 (①-②)
給与費(教職員分)	202.9	177.2	25.8
給与費(教職員以外分)	5.5	3.4	2.1
旅費	1.3	2.7	▲1.4
報酬	1.3	0.7	0.6
非常勤校医等手当	0.6	0.5	0.1
特別支援教育支援員	0.5	0.1	0.4
部活動支援員	0.2	0.1	0.1
需用費等	15.5	10.1	5.4
建物維持修繕費	1.7	1.9	▲0.2
委託料等	7.9	2.8	6.9
施設整備保守点検料	0.7	0.1	0.6
警備委託料	1.1	0.4	0.7
用務員事務委託料	7.9	2.3	5.6
その他※1	7.3	2.8	7.1
合計	245.2	199.0	46.2

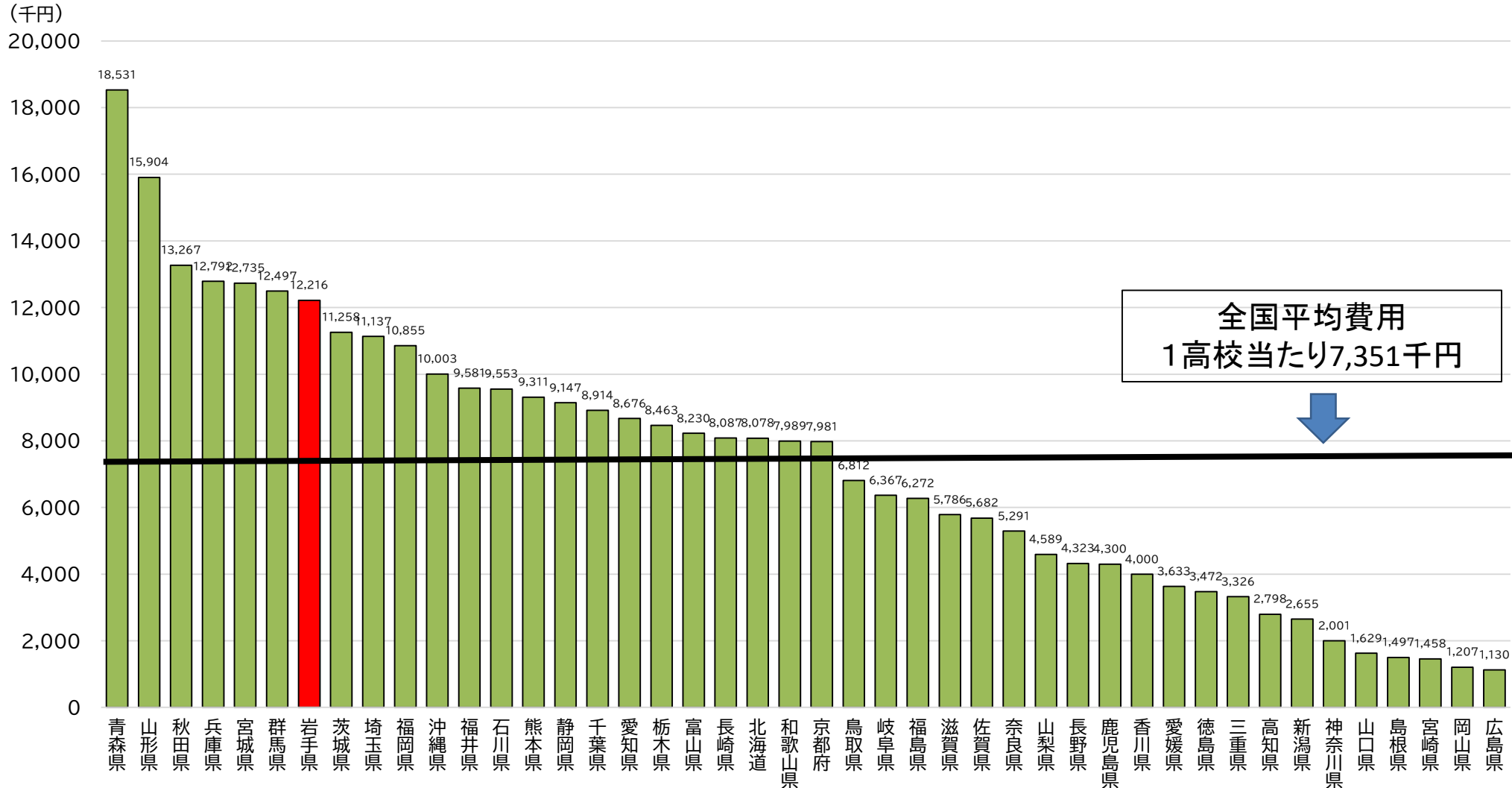
※1 その他には、本県決算:「扶助費、補助費、普通建設事業費」、基準財政需要額「いじめ防止等のための組織設置経費、日本スポーツセンター振興センター共済金、補修等のための指導員派遣事業」を計上 ※2 高等学校就学支援金交付金、授業料、入学料の収入は、給与費(教職員分)に充当したものと仮定。

【高等学校】用務員に係る経費都道府県比較（1高校当たり）

○R2決算における1高校あたり用務員経費は、本県は12,216千円となっており、全国で7番目に高い。

○経費が高水準である都道府県は、直営かつ常勤職員の割合が高い傾向にある。

○本県の経費を全国平均程度とするためには、4,865千円圧縮する必要がある。

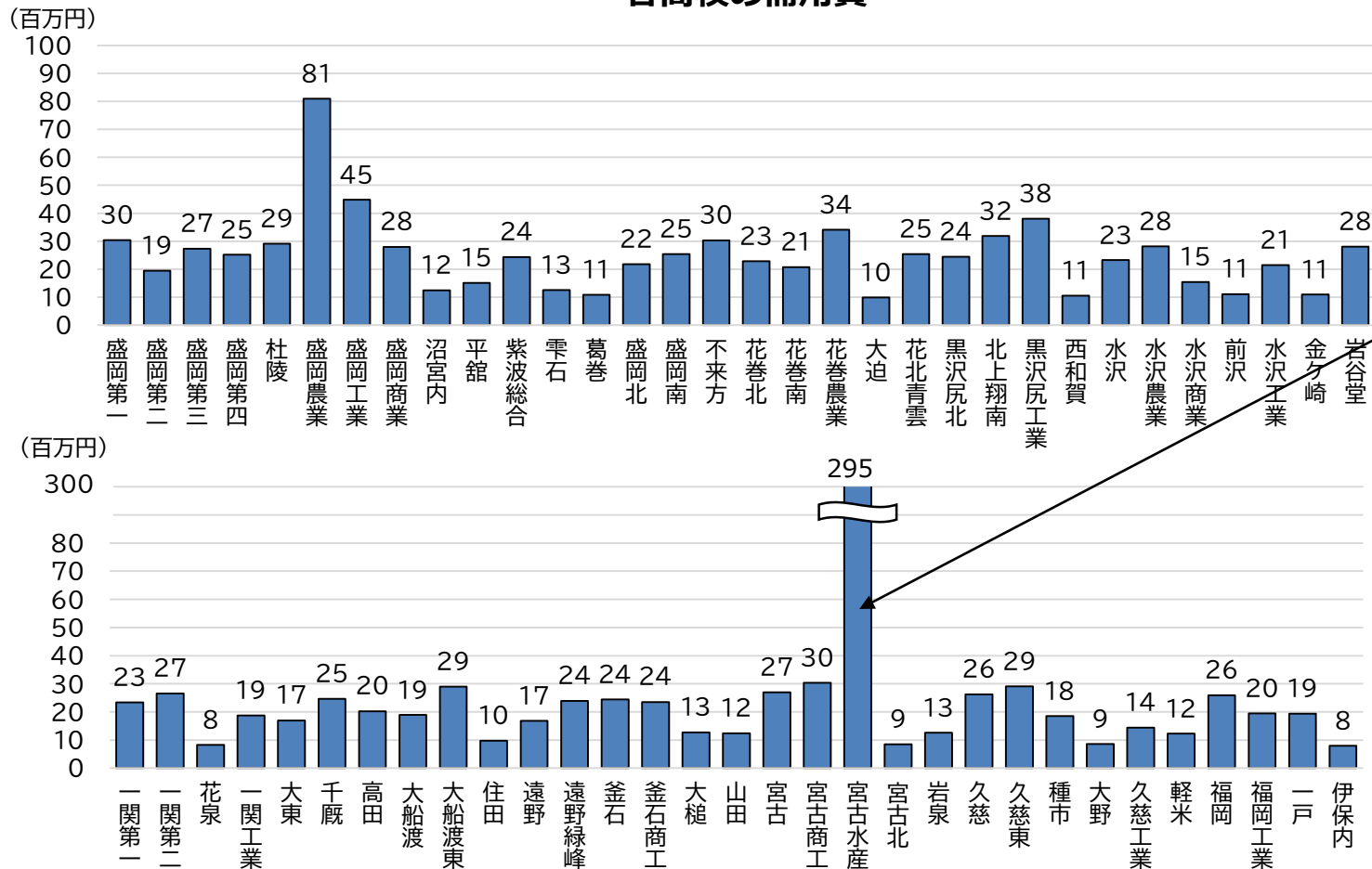


出典:本県実施全国照会(回答がなかった都道府県は除外)

【高等学校】 需用費等の状況

- 需用費の乖離要因は、光熱水費・消耗品費・燃料費といった経常経費や、水産高校が所有している船の運営経費が要因であると考えられる。
- 基準財政需要額上、需用費等は主に生徒数を基準に算定されている。そのため、生徒数に必ずしも比例しない経費(光熱水費や燃料費)については、算定額が過小となっているケースがあると考えられる。
- また、本県のような寒冷地では暖房代等の燃料費も他の都道府県と比較して、かかり増しになっていると考えられる。

各高校の需用費



■ 本県決算の需用費の内訳

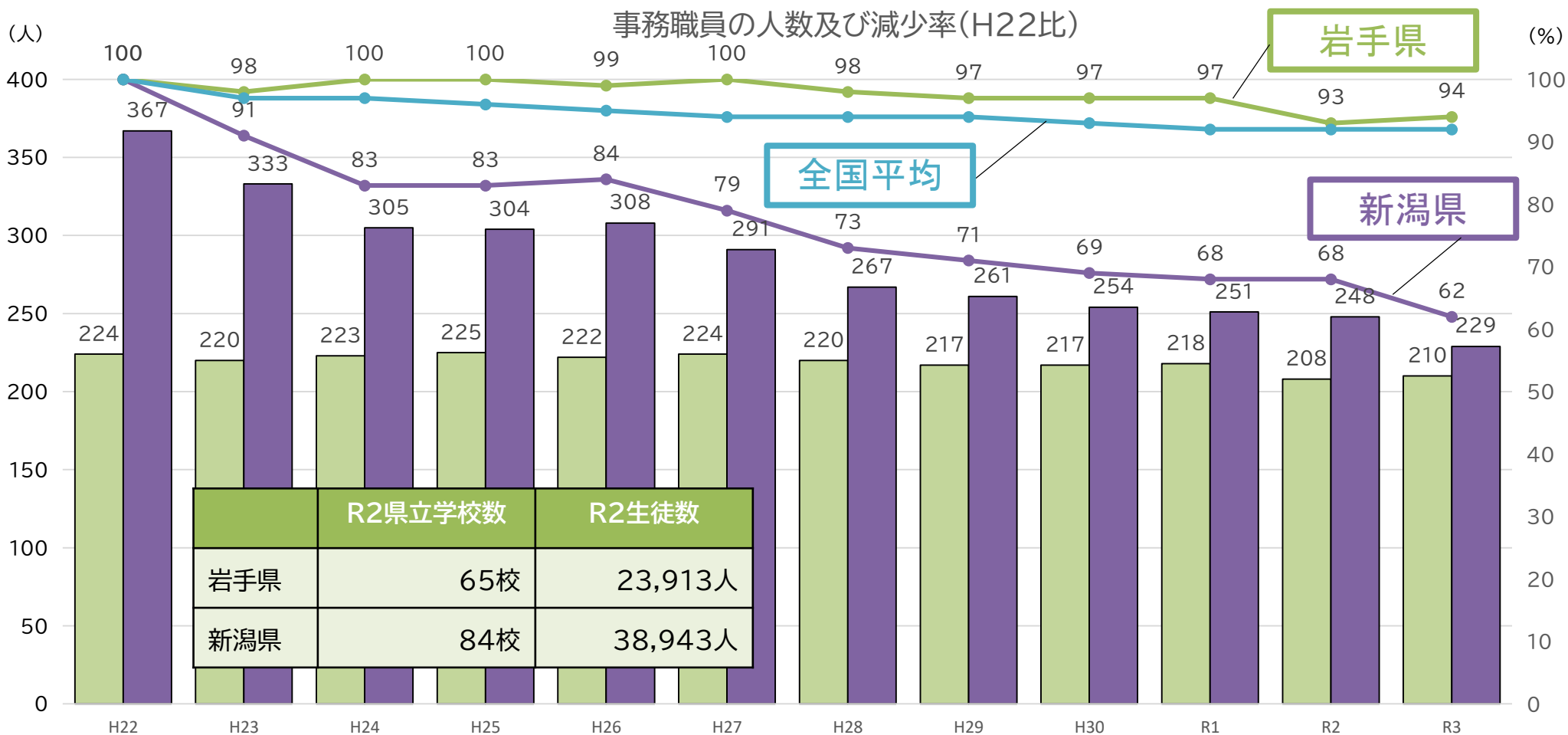
経費内容	金額
光熱水費	5.5億円
消耗品費	2.6億円
リアス丸運営費	2.4億円
燃料費	2.0億円
農業教育実習費	0.7億円
実験実習費	0.5億円
海翔丸運営費	0.4億円
その他	1.4億円
合計①	15.5億円
基準財政需要額②	10.1億円
差額 (① - ②)	5.4億円

事務職員の集約化

○令和3年度時点で、本県の県立高等学校事務職員は210名配置されている。

○事務職員は標準法により定数が算定されており、本県では概ね標準法通りに配置しているが、1学級校では標準法定数よりも1名追加で配置(会計年度任用職員)している。

○新潟県においては、平成23年度に処理センターを設置し、給与、手当、旅費等の審査、支払業務を集約化しており、事務職員を大幅に削減(H22比:▲38%)している。



出典:学校基本調査(文部科学省)より作成

(参考資料) 【高等学校】 教職員以外人件費分

経費内容	金額	業務内容等
技能職(船舶関係等)	1.1億円	水産高校に配置している船舶技師(20名程度配置)
教職員業務等支援員	0.9億円	授業準備の補助など、教員の作業負担を軽減するために配置する職員(30名程度)
障がい者雇用校務補助配置	0.9億円	校務補助員(学習資料の印刷等)として、障がい者を任用するもの
非常勤講師報酬	0.8億円	単位数が少なく専門性を要するなど、常勤職員による指導が困難な教科を担当(音楽、美術、書道、福祉など)
外国青年招致事業 ※基準財政需要額上は包括算定経費で算定	0.4億円	JETプログラムを活用した外国語指導助手を配置(R4当初:17名程度)
病休等補充等事務職員・ 学校技術員	0.3億円	病気・育児休暇の代替職員として、会計年度任用職員を配置(R4当初:10名程度)
その他	1.1億円	初任者研修補充非常勤講師(15百万円)等を計上

【岩手県】普通交付税の算定方法に係る改正意見 (R3.9提出) の概要

＜高等学校費＞

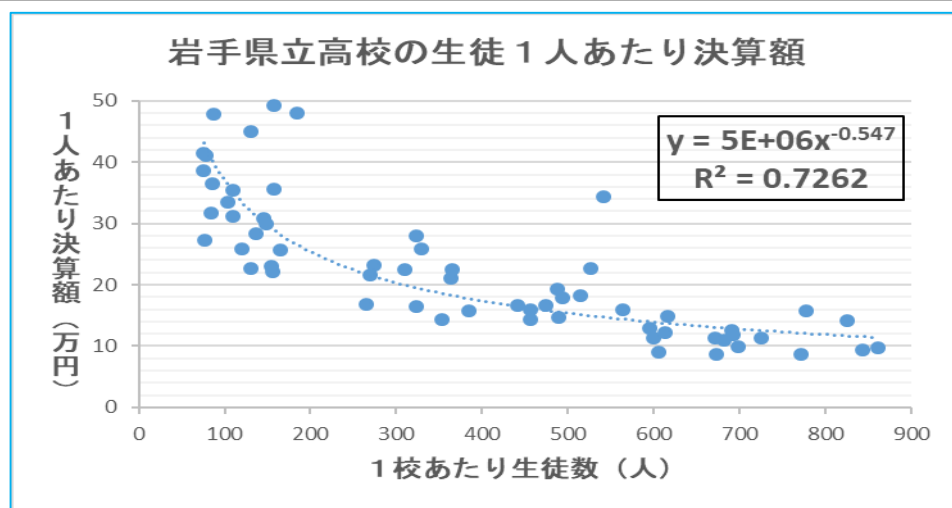
【共通課題】

生徒数の減少に伴い、本県でも計画に基づく高校再編を進めているところであるが、近隣に他の高校がなく他の地域への通学が極端に困難な地域においては、修学機会確保の観点から、やむを得ず維持しなければならない高校が存在する。

これらの高校では、1校あたりの生徒数が少ない（＝小規模高校）一方で、学校ごとに生じる経費（給与や需用費等）の圧縮が困難なため、生徒1人あたりの歳出額が多くなる（＝かかり増し経費）傾向が見られる。

【改正意見】

- ① 「学校数」を用いた密度補正を創設していただきたい。
(併せて「1校あたりの生徒数」を用いた補正係数の創設についても意見を提出しているところ。)
- ② 測定単位「生徒数」に係る急減補正を創設していただきたい。
- ③ 標準団体における学校規模を見直し、1～3学級の小規模高校を設けていただきたい。



高校1校あたりの面積

	面積 (km ²)	高校数 (校)	面積 / 高校数
標準団体	6,500	55	118
岩手県	15,275	65	235

令和2年度学校基本調査に基づく分析

学校規模	小規模校 1～3学級	中規模校 4～6学級	大規模校 7学級以上
標準団体	0.0%	69.0%	31.0%
全国平均	21.8%	47.0%	30.5%